

第 13 章 独立行政法人工業所有権 情報・研修館の活動

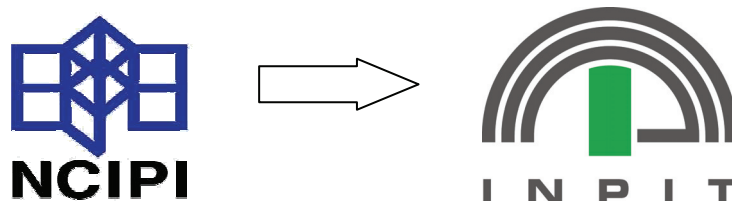
1. 独立行政法人工業所有権情報・研修館の概要

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）は、発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他産業財産権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他知的財産権に関する業務に従事する者に対する研修を行うなど、産業財産権の保護及び利用促進を図ることを目的として、2001年4月に設立された。

特許庁の施設等機関として各種情報提供業務等を行ってきた「工業所有権総合情報館」は、1997年に情報流通業務及び相談業務を加え総合的な情報提供機関として、万国工業所有権資料館から工業所有権総合情報館に改称した。その後、2001年4月1日、公務員型の独立行政法人として移行設立、また、2004年10月1日より、これまでの業務に情報普及業務、人材育成業務を追加し、名称も「工業所有権情報・研修館」と変更した。

第一期中期目標期間（2001-2005年度）終了時の組織・業務の見直し（2005年12月行政改革推進本部決定）により、第二期中期目標期間開始（2006年4月）から非公務員型の独立行政法人に移行、さらに、2008年1月には情報システム関連等の業務を移管した。また、利用者にとって身近な団体として活動するべくシンボルマークの変更を行った。

【INPIT シンボルマーク】



INPIT は英文組織名から主要なアルファベットを拾い出したもの。

National Center for Industrial Property Information and Training

「I」と「T」と「P」をモチーフにしたシンボルマークである。中心には人と情報（Information）をイメージした形を配し、そこから広がるイメージと成長するイメージを組み込んだ。

情報を浸透させるという意味合いと人材を育成（成長）するという意味合いを含ませている。

（参考：沿革）

1997年4月 「万国工業所有権資料館」を「工業所有権総合情報館」と改称。

相談業務、情報流通業務を開始

2000年1月 公報閲覧室において特許電子図書館（IPDL）閲覧のサービス開始

2001年4月 独立行政法人「工業所有権総合情報館」としてスタート

2. 産業財産権関係公報等閲覧事業

パリ条約で設置を義務付けられている「中央資料館」として、特許庁が発行した特許公報や外国公報等を収集し、公報閲覧室（東京）及び地方閲覧室（全国 8 か所）¹において一般利用者の閲覧に供している。

また、内外国公報の閲覧サービスのほか、特許電子図書館（IPDL）と専用回線で接続した特許電子図書館情報検索端末（IPDL/WS）を設置し、高度な検索機能・高精細な表示・高速で鮮明な印刷機能を可能とした検索・閲覧サービスを提供してきた（2009 年 7 月まで）。2007 年 1 月からは、特許庁審査官が検索に使用する端末と同等の機能を有する特許審査官端末を設置（2007 年 1 月から公報閲覧室、2009 年 7 月からはすべての地方閲覧室に設置）し特許・実用新案の検索・閲覧サービスを提供している。

3. 産業財産権情報普及事業

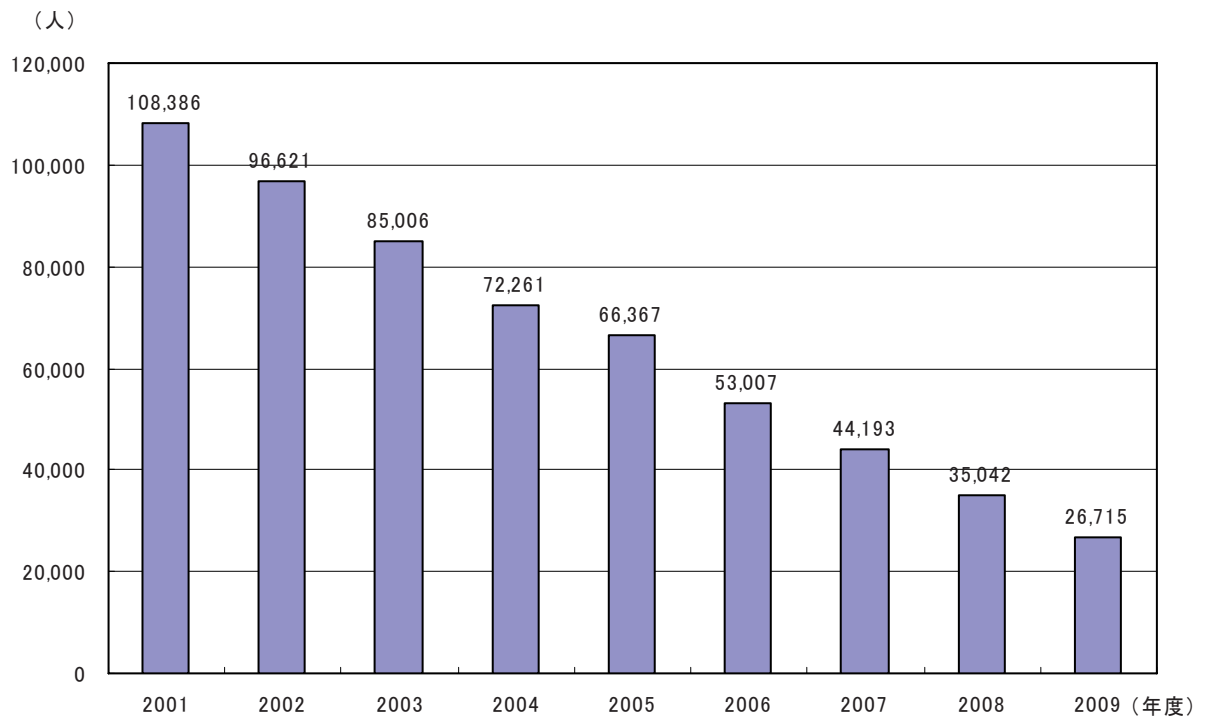
特許庁が保有する工業所有権情報の普及と利用促進を図るべく、IPDL を拡充するとともに、外部への提供データを整備している。また、他国の工業所有権庁と工業所有権情報の交換を行っている。

（1）産業財産権情報の普及及び提供

産業財産権情報をインターネット上から無料で検索できる IPDL サービスを管理・運営するとともに、特許庁が保有するデータをユーザーが利用しやすい形式（XML 形式、SGML 形式）に変換した整理標準化データを提供している。

¹ 広島閲覧室は 2010 年 3 月 26 日に閉室、ほかの地方閲覧室は 2010 年度末までに閉室予定。

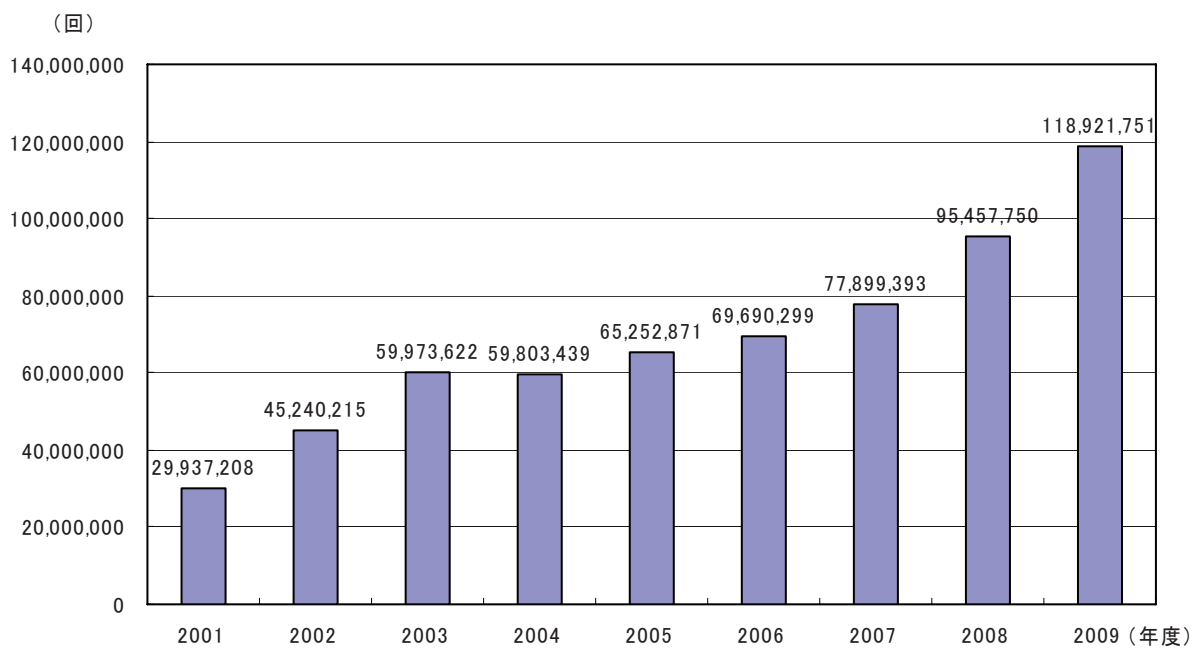
【閲覧室利用者数】



(備考) 閲覧室利用者数は、東京・札幌・仙台・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・那覇を合計したもの。

(資料) INPIT 作成

【IPDL 検索回数】



(資料) INPIT 作成

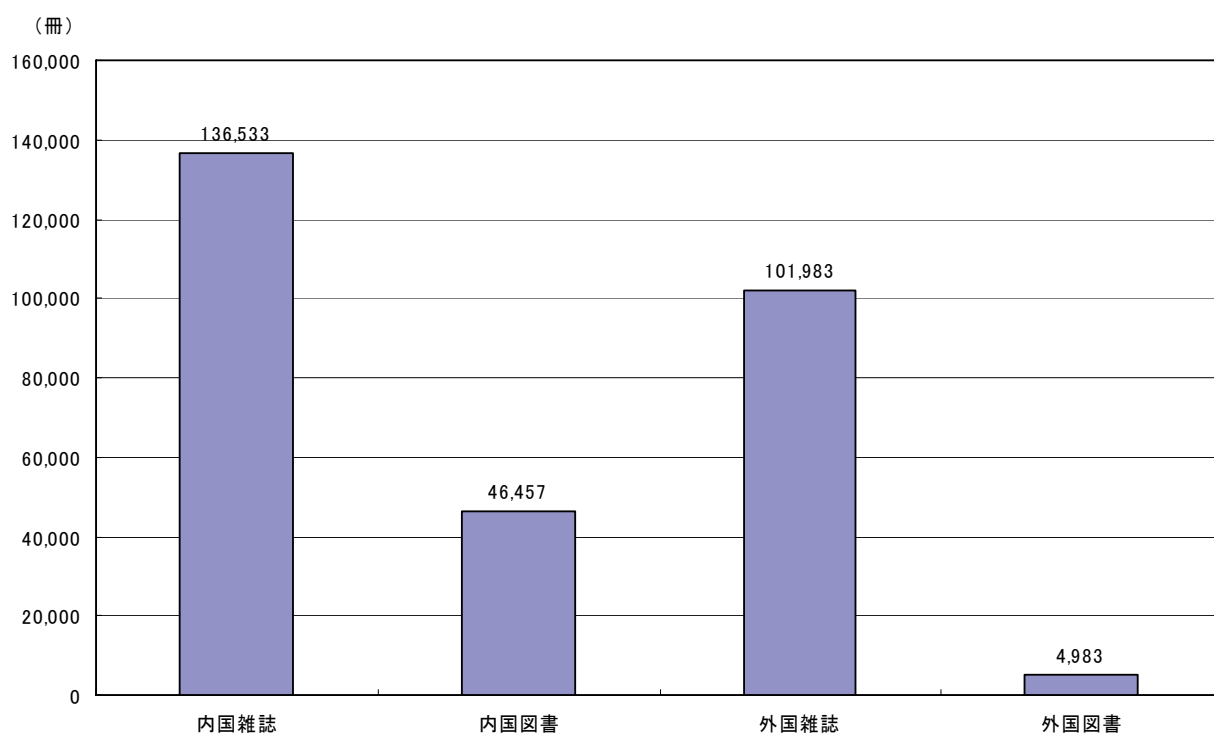
(2) 他国との産業財産権情報の交換及び情報の活用¹

米国特許商標庁及び欧州特許庁の特許明細書の和文抄録を作成し、特許庁の審査資料として提供するとともに、国内の公開特許公報の英文抄録を作成し、各国の特許庁に提供している。さらに、日米欧特許庁間等との合意に基づき産業財産権情報データの交換を行っている。

4. 審査・審判関係図書等整備事業

審査・審判に必要な図書等の技術文献（出願書類を含む）収集、整理、保管及び一般利用者への閲覧業務を行っている。

【図書等保有状況】



(備考) 2009 年 3 月末時点の保有数

(資料) INPIT 作成

5. 特許流通促進事業²

新規事業の創出や中小企業等の技術力向上を図るべく、権利譲渡又は実施許諾の用意がある特許（開放特許）等の技術情報の収集及び提供を行うとともに、特許の提供・導入の

¹ 第 6 章第 4 節 4. 参照。

² 第 8 章第 1 節参照。

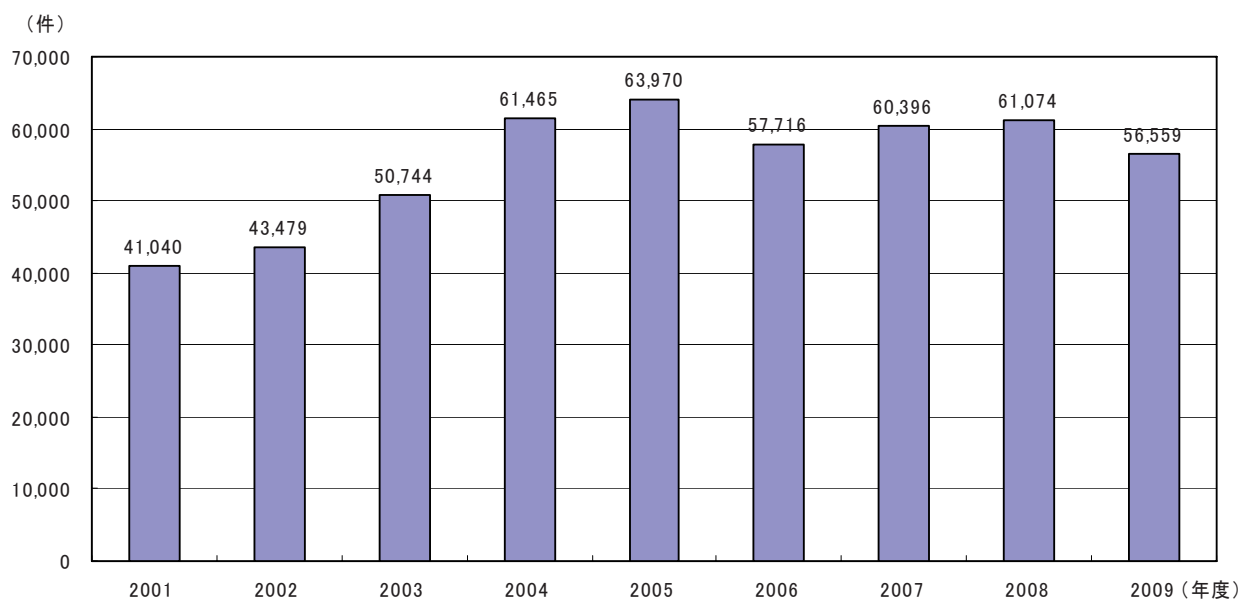
仲介を行う専門人材による特許ライセンス契約等の仲介支援等を行っている。

6. 産業財産権相談等事業

特許等の出願手続等に関する指導を始め、審査・審判・登録等、産業財産権に関する一般的な相談に応じている。

また、2009 年 4 月より産業財産権相談サイト¹を開設し、産業財産権に関する FAQ をホームページを通じて提供している。

【相談件数】



(資料) INPIT 作成

¹ <http://faq.inpit.go.jp/>

【産業財産権相談サイト】



7. 人材育成事業

(1) 特許庁職員に対する研修

特許庁の審査官・審判官・審判書記官の資格を取得するために必要な法定研修及び特許庁職員として必要な知識・能力の向上のため、技術、法律、実務、語学等の各種研修を実施している。

【実施研修例】（2009 年度）

○審査系職員研修	○事務系職員研修
審査官補コース研修	事務系職員初任者研修
任期付職員初任研修	事務系職員中堅係員研修
審査官コース前期研修	事務系職員係長等研修
審査官コース後期研修	事務系マネジメント研修（上級係長級）
審判官コース研修	方式審査専門官研修
審査応用能力研修 1	審判書記官研修
審査応用能力研修 2	産業財産権専門官研修
商標審査官補スキルアップ研修	総合プロセス管理研修
審査長研修	○管理者研修等（メンタルヘルス・ライフプラン含む）
○審判系職員研修	○語学研修等（短期集中型・実践英語含む）
当事者系審判研修	○専門研修等
審判官法律研修	（資料）INPIT 作成
訟務・応用実務研修	

(2) 特許庁職員以外への研修

「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年6月13日法律第30号）」に基づく登録調査機関の調査業務実施者（サーチャー）を育成する研修、並びに弁理士、企業の知的財産部員等の産業財産権関連業務に従事する者に対して、特許庁の保有する専門的な知識、経験及びノウハウを提供することを目的とした各種研修を実施している。また、中小・ベンチャー企業や行政職員等、知的財産に関連する様々な人材の育成を図るべく各種研修を提供している。

学校に向けた知的財産教育用教材の作成・配布や、大学における知的財産管理体制の構築の支援等の業務も行っている¹。

8. 情報システム関連事業

特許庁へ出願書類等をインターネットで送付するための電子出願ソフト等の整備・管理、その他特許庁の審査・審判業務に必要な資料等の電子データ整備を行う等、情報提供事業等の基盤となる情報システムの整備を行っている²。

¹ 第8章第3節1.、2. 及び第9章第3節1. 参照。

² 第4章第1節2.（1）及び第6章第4節2. 参照。

